ロ　津波による再度災害を防止し、又は軽減することを目的とする復興一体事業の事業計画においては、施行地区内の津波による再度災害の防止又は軽減を図るための措置が講じられた又は講じられる土地の区域における住宅及び公益的施設の建設を促進するため特別な必要があると認められる場合には、津波復興住宅等建設区を定めることができることとした。

(2)　津波復興住宅等建設区への換地の申出等

認定を受けた事業計画において津波復興住宅等建設区が定められたときは、当該事業計画に記載された施行地区内の住宅又は公益的施設の用に供する宅地の所有者で当該宅地についての換地に住宅又は公益的施設を建設しようとするものは、被災関連市町村に対し、土地区画整理法第八六条第一項の換地計画において当該宅地についての換地を津波復興住宅等建設区内に定めるべき旨の申出をすることができることとした。（第六二条関係）

(三)　復興整備計画の実施に係る特別の措置

(1)　届出対象区域内における建築等の届出等について定めることとした。（第六四条関係）

(2)　復興整備事業のための土地の立入り等について定めることとした。（第六五条～第七〇条関係）

(3)　資料の提出その他の協力について定めることとした。（第七一条関係）

(4)　環境影響評価法の特例を定めることとした。（第七二条関係）

(5)　不動産登記法の特例を定めることとした。（第七三条関係）

(6)　独立行政法人都市再生機構法の特例を定めることとした。（第七四条関係）

(7)　農業振興地域の整備に関する法律の特例を定めることとした。（第七五条関係）

(8)　津波防災地域づくりに関する法律の特例を定めることとした。（第七六条関係）

5　復興交付金事業計画に係る特別の措置

(一)　復興交付金事業計画の作成等

特定地方公共団体である市町村は単独で、又は、当該市町村と当該市町村の存する都道県は共同して、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画（以下「復興交付金事業計画」という。）を作成できることとした。（第七七条関係）

(二)　復興交付金

イ　の市町村又は都道県は、復興交付金を充てて復興交付金事業計画に基づく復興交付金事業等の実施をしようとするときは、当該復興交付金事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならないこととするとともに、国は、提出された復興交付金事業計画に係る復興交付金事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で復興交付金を交付することができることとした。（第七八条関係）

(三)　復興交付金の交付に関する基本理念

復興交付金は、イの市町村又は都道県がその地域の特性に即して自主的かつ主体的に復興交付金事業等を実施することを旨として交付されるものとするとともに、復興交付金の交付に当たっては、イの市町村又は都道県がその創意工夫を発揮して事業又は事務を実施することができるよう十分に配慮するものとすることとした。（第七九条関係）

(四)　原子力発電所事故による災害への対処

イの市町村又は都道県が講ずる措置で原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものについて、国が復興交付金の交付を行った場合、国が原子力事業者に対し、求償することを妨げるものではないこととした。（第八〇条関係）

(五)　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例

復興交付金に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第一四条の規定による実績報告は、事業又は事務ごとに行うことを要しないものとするとともに、同法第一五条の規定による交付すべき額の確定は、その総額を確定することをもって足りるものとすることとした。（第八二条関係）

6　雑則

(一)　監視区域の指定

都道県知事等は、復興特別区域のうち、地価が急激に上昇するおそれがある等のため適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法の規定により監視区域として指定するよう努めることとした。（第八五条関係）

(二)　独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付け等についての配慮

独立行政法人住宅金融支援機構は、法令等の範囲内において、復興特別区域のうち東日本大震災により相当数の住宅が滅失した区域における住宅の建設、購入又は補修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付け、既往の貸付けの条件の変更等の措置について配慮するものとすることとした。（第八六条関係）

7　その他

(一)　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

(二)　政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二条関係）

(三)　関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち復興推進計画の区域に関するものについては、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずることとした。（附則第三条関係）

◇津波防災地域づくりに関する法律（法律第一二三号）（国土交通省）

1　この法律は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全（以下「津波防災地域づくり」という。）を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　基本指針（第三条関係）

(一)　国土交通大臣は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならないこととした。

(二)　国土交通大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議するとともに、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならないこととした。

3　津波浸水想定の設定等（第六条～第九条関係）

(一)　都道府県は、基本指針に基づき、(二)の津波浸水想定の設定又は変更のために必要な基礎調査として、津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行うものとすることとした。

(二)　都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。以下同じ。）を設定するものとすることとした。

4　推進計画の作成等（第一〇条及び第一一条関係）

(一)　市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画を作成することができることとした。

(二)　推進計画を作成しようとする市町村は、推進計画の作成に関する協議及び推進計画の実施に係る連絡調整を行うため、当該市町村、当該市町村の区域をその区域に含む都道府県、関係管理者等その他津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務を実施すると見込まれる者及び学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者を構成員とする協議会を組織することができることとした。

5　推進計画区域における特別の措置

土地区画整理事業に関する特例、津波からの避難に資する建築物の容積率の特例、集団移転促進事業に関する特例について定めることとした。（第一二条～第一六条関係）

6　都市計画に一団地の津波防災拠点市街地形成施設を定めることができることとするとともに、当該都市計画に定めるべき事項及び当該都市計画の策定に関し必要な基準を定めることとした。（第一七条関係）